

平成 22 年 3 月 29 日

日本仮想化技術株式会社 御中

財団法人日本盲導犬協会
事業本部 普及推進事業課
シニアマネージャー 高野 秀一

お 礼

拝啓 貴殿におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

この度はご寄付を賜りまして、職員一同心よりお礼申し上げます。貴殿からいただきましたご寄付は、「視覚障がい者の社会参加と自立推進の一助としての盲導犬育成」のために、大切に活用させていただきます。

日本盲導犬協会は、昭和42年に厚生労働省の認可を受け、日本で最初に設立された盲導犬育成施設です。盲導犬の育成と、視覚障がいリハビリテーション事業を通して、視覚障がい者の社会参加を促進し、視覚障がい福祉の増進に寄与することを目的に活動しています。弊協会の収入の約95%は、皆様からの温かいお気持ちに支えられております。

盲導犬を取り巻く環境は、平成15年に身体障害者補助犬法が施行されたことで、盲導犬ユーザーと盲導犬の社会参加へ大きな前進をもたらしてくれました。そして法改正により、平成20年4月より都道府県に相談窓口が設けられ、また同年10月からは従業員56名以上の事業所での補助犬受け入れが義務づけられました。皆様のご理解ご協力のもと、あらゆる場面での受け入れが、更に進むことを期待しています。

日本盲導犬協会では、平成20年度、年間50頭の盲導犬を視覚障がい者へ無償貸与することができました。今後も継続的に年間50頭以上の盲導犬を育成する目標を掲げ、職員一同さらに努力していく所存です。

どうか私たちの活動をご理解いただきまして、今後とも末永い応援をいただけますようお願い申し上げます。

敬具

《御 礼》

150-0002

渋谷区渋谷1-1-10

日本仮想化技術株式会社 御中

J06132

日本で活躍する盲導犬 1,045頭

(2009年3月末)

日本盲導犬協会ホームページアドレス

<http://www.moudouken.net>

HP・モバイルサイトからクレジットカードで
寄付することができます。



財団法人日本盲導犬協会の事業にご理解を賜り誠にありがとうございます。このたびはただきましてご厚志は、盲導犬育成のために大切にに使わせていただきます。

日本盲導犬協会は昭和42年設立以来、目の見えない人、目の見えにくい人が、行きたい時に行きたい場所へ安全に行くことができるよう盲導犬育成に精進してまいりました。その結果、平成20年度には50頭の盲導犬を育成することができました。

これからも一頭でも多くの盲導犬を育成できるよう、職員一同愚直に努力を重ねてまいりますので、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成 22 年 3 月 26 日
財団法人 日本盲導犬協会

特定公益増進法人への寄付金と税金について

財団法人日本盲導犬協会は、厚生労働大臣から特定公益増進法人として認定され、当協会に対する寄付金（賛助会費を含む）は減免税の対象となります。

《特定公益増進法人とは》

各種の事業団、公団などの公共法人や、社団法人、財団法人などの公益法人、その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献などの面で、公益の増進に著しく寄与すると認められる法人をいいます。特定公益増進法人として認められた法人への寄付金は、減免税の対象となる税法上の特例があります。平成5年9月30日、財団法人日本盲導犬協会は厚生大臣より「所得税法施行令第217条第1項第3号及び法人税法施行令第77条第1項第3号に掲げる公益の増進に著しく寄与する法人（以下、「特定公益増進法人」）である」として認定されました。

税金控除を受けるための手続き

控除を受けるためには、確定申告又は法人税申告の際に次の書類を添付してください。

1. 当協会が発行した寄付金の領収証（下部領収書）
2. 特定公益法人である証明書の写し（右証明書）

※寄付金控除の限度額等の説明は裏面を参照ください



厚生労働省令第0109001号

旧所得税法施行令第217条第1項第3号及び旧法人税法施行令第77条第1項第3号に掲げる公益の増進に著しく寄与する法人であることを証明する

1. たる事務所所在地 神奈川県横浜市港北区新田町6-0-1番9

法人の名称 財団法人 日本盲導犬協会

代表者の氏名 井上 泰彦

法人の目的 視覚障害者の社会参加と自立を推進するために、盲導犬の育成並びに社会福祉訓練等を行い、もって視覚障害者の福祉の増進に寄与すること。

旧所得税法施行令第217条第1項第3号及

び旧法人税法施行令第77条第1項第3号の

認定の日付 平成21年1月9日

上記の法人は、旧所得税法施行令第217条第1項第3号及び旧法人税法施行令第77条第1項第3号に掲げる法人であることを証明する。

平成21年1月9日

厚生労働大臣 井 上 彦



J06132

領 収 書

No.

22799

様

日本仮想化技術株式会社



¥187,200 -

平成 22 年 3 月 17 日

上記金額正に領収いたしました。

寄付として

当協会は、旧所得税法施行令第217条第1項第3号及び旧法人税法施行令第77条第1項第3号に掲げる公益の増進に著しく寄与する法人です

取扱者印



民法第34条による公益法人につき、収入印紙は貼付いたしません

金額の訂正及び取扱者印のないものは無効です



特定公益増進法人

財団法人 日本盲導犬協会

理事長 井上 彦

〒150-0045 東京都渋谷区神泉町2-1-3

TEL: 03-5452-1266 FAX: 03-5452-1267

